



長野県プラス補助金（第2弾）の申請期限を 令和6年2月15日まで延長します

「長野県プラス補助金（第2弾）」について、令和5年2月15日（水）としていた交付申請の期限を令和6年2月15日（木）まで延長します。

「長野県プラス補助金（第1弾）」については、引き続き、令和5年2月15日（水）が交付申請期限となります。

申請期間 ※予算額の上限に達し次第、受付終了となります。

<令和4年度中の交付申請> 令和5年2月15日（水）まで（消印有効）

<令和5年度中の交付申請> 令和5年4月3日（月）から

令和6年2月15日（木）まで（消印有効）

補助対象者

次のいずれかの国補助金の交付決定を受け事業を実施する県内中小企業（県内に本社所在地[個人事業者の場合は住民票に記載の住所]を有する事業者）が対象です。

○事業再構築補助金

最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠（すべて中小企業）であり、第6回から第8回公募で採択されたもの

○ものづくり・商業・サービス補助金

回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠であり、10次締切から12次締切で採択されたもの

申請方法及びお問合せ先

申請書類は、以下のホームページ又は地域振興局 商工観光課で配布します。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan2.html>

(お問合せ先) 産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）[別紙参照]
「長野県プラス補助金」受付担当（平日：午前9時から午後5時まで）

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係
(課長) 滝沢 倫弘 (担当) 太田 伸幸、武井 卓也
電話 026-235-7195(直通)
026-232-0111(代表) 内線2959
FAX 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp

産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）一覧

地域	地域振興局	住所	電話番号 (電子メール)
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3158 saku-support@pref.nagano.lg.jp
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7185 ueda-support@pref.nagano.lg.jp
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-53-6000 suwa-support@pref.nagano.lg.jp
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6829 kami-support@pref.nagano.lg.jp
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0432 minami-support@pref.nagano.lg.jp
木曽郡	木曽地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	0264-25-2228 kiso-support@pref.nagano.lg.jp
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1932 matsu-support@pref.nagano.lg.jp
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261-23-6523 kita-support@pref.nagano.lg.jp
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野字南県町 686-1	026-234-9528 naga-support@pref.nagano.lg.jp
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219 hoku-support@pref.nagano.lg.jp

※本社所在地（個人事業者の場合は住民票に記載の住所）の市町村を管轄する産業・雇用
総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）へ相談・申請ください。
（郵送による提出の場合は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします）